

平成30年度譲渡犬及び譲渡猫の不妊・去勢手術事業取扱マニュアル

平成30年8月

三重県獣医師会

三重県獣医師会では、三重県が譲渡する犬及び猫の不妊・去勢手術事業に協力することとなりました。各会員は以下のマニュアルに沿って対応をお願いします。

I 譲渡後の犬・猫の不妊・去勢手術費用の一部補助

1. 対象動物

三重県が平成30年8月16日以降に譲渡した犬及び猫のうち、平成31年3月29日までに本事業に協力する県内の動物病院（以下「指定動物病院」）において不妊・去勢手術（以下「手術」）を行う犬及び猫。

※譲渡後に手術を行う子犬・子猫が原則ですが、成犬・成猫の場合も同様に補助することとします。

2. 事業の流れ

(1) 獣医師会事務局（以下「事務局」）は、譲渡後の犬・猫の手術に協力する支部毎の指定動物病院の一覧と手術費用一部補助券（以下「補助券」）を作成し、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」（以下「あすまいる」）に送付する。また、あすまいると本事業の調整を行う調整者（小動物部会長等）を決め、あすまいるに連絡する。

※指定動物病院を変更する場合は、速やかに事務局等に連絡してください。

(2) あすまいるは、犬・猫の譲渡時に飼い主に本事業の説明を行い、指定動物病院の一覧と補助券を渡す。

※当面の間は、あすまいるが指定動物病院で手術を受けるかどうか、受ける場合は指定動物病院名の確認を行い、あすまいる又は事務局から手術を受ける指定動物病院の会員に連絡することとします。

(3) 指定動物病院は、飼い主と手術日の調整を行い、手術日までに飼い主から補助券（手術実施報告書を含む）を徴収する。

(4) 指定動物病院は、譲渡犬又は譲渡猫の手術を行う。

※譲渡犬・譲渡猫については、原則として、あすまいるが混合ワクチン接種（犬6種、猫3種）、ノミ・ダニ駆除、マイクロチップ挿入、狂犬病ワクチン接種（成犬のみ）、フィラリア検査（成犬のみ）を行っています。

※手術に関して不明な点がある場合は、調整者に問い合わせてください。

(5) 指定動物病院は、手術費用の受取時にその費用の一部を補助する（手術費用の総額から5,000円を差し引く）。

※あすまいるが譲渡した犬・猫以外は補助の対象となりませんので、必ず補助券を確認してください。また、不妊・去勢手術以外の治療、検査等の費用は補助の対象になりません。

- (6) 指定動物病院の会員は、手術後、「手術実施報告書（別紙1）」に必要事項を記入し、事務局に送付する（FAX可）。
- (7) 事務局は、翌月の10日までに月単位の補助件数をあすまいるに報告する。
- (8) 事務局は、年度内の補助件数を取りまとめ、事業終了後に食品安全課に報告し、費用の請求を行う。
- (9) 事務局は、補助件数が5頭を超えた指定動物病院に対し、6頭目以降の補助金額を支払う。

II 譲渡前の犬・猫の不妊・去勢手術の実施

1. 対象動物

三重県が譲渡対象として、各保健所又はあすまいるにおいて管理する犬及び猫（手術済みの個体を除く）のうち、平成30年8月16日から平成31年3月29日の間に指定動物病院において手術を行う犬及び猫。

2. 事業の流れ

- (1) 事務局は、譲渡前の犬・猫の手術に協力する支部毎の指定動物病院の一覧を作成し、あすまいるに送付する。また、あすまいると本事業の調整を行う各支部の調整者（以下「支部調整者」。小動物部会支部役員等）を決め、あすまいるに連絡する。

※指定動物病院を変更する場合は、速やかに事務局等に連絡してください。

- (2) あすまいるは、各保健所又はあすまいるにおいて管理する犬及び猫の中から手術を行う個体を選定し、支部調整者に手術の依頼を行う。

※当該動物の保護又は引取りを行った保健所管内の支部を優先に手術を依頼する予定ですが、手術数に偏りが生じないよう他の支部に依頼する場合があります。その場合は、調整者とあすまいるが協議し、手術を依頼する支部を決定します。

- (3) 支部調整者は、直接又は事務局を通じて支部内の指定動物病院に連絡し、受入可能な指定動物病院を選定する。
- (4) 支部調整者又は事務局は、受入可能な指定動物病院名をあすまいるに連絡する。
- (5) あすまいるは、指定動物病院と手術日等を調整し、あすまいる又は最寄りの保健所職員が当該動物を指定動物病院に搬入する。
- (6) 指定動物病院は、当該動物の手術を行う。

※あすまいるにおいて管理する犬・猫は、原則として、混合ワクチン接種（犬6種、猫3種）、ノミ・ダニ駆除、フィラリア検査を行っていますが、保健所において管理する犬・猫はノミ・ダニ駆除のみです。

※手術の事故に関して指定動物病院の責任は問われませんが、各指定動物病院の獣医師の判断で術前検査等（病院負担）を実施してください。

※手術に関して不明な点がある場合は、調整者に問い合わせてください。

- (7) 指定動物病院は、手術後、当該動物の搬出を行うあすまいる又は最寄りの保健所の職員に処置の内容、術後の管理（抜糸日等）等について説明する。
- (8) 指定動物病院は、手術後、「譲渡対象動物不妊・去勢手術実施報告書（別紙2）」（カルテの添付でも可）に必要事項を記入し、事務局に送付する（FAX可）。
- (9) 事務局は、翌月の10日までに月単位の手術件数をあすまいるに報告する。
- (10) 事務局は、年度内の手術件数を取りまとめ、事業終了後に食品安全課に報告し、費用の請求を行う。
- (11) 事務局は、手術数が1頭を超えた指定動物病院に対し、2頭目以降の契約単価額を支払う。

譲渡犬・譲渡猫の不妊・去勢手術費用一部補助券

No.30-

様

三重県動物愛護推進センター「あすまいる」が譲渡した犬及び猫について、
不妊・去勢手術の費用を一部補助します。(平成31年3月29日まで有効)

平成 年 月 日

公益社団法人三重県獣医師会

※以下、指定動物病院記入欄

手術後に以下の項目について記入し、指定動物病院から獣医師会事務局に送付してください（FAX可）。

譲渡犬・譲渡猫不妊・去勢手術実施報告書（別紙1）

動物種 犬 猫 種類 _____ 毛色 _____

性別 オス メス 年齢 _____ 才 名前 _____

飼い主 住所 _____

氏名 _____

手術日 平成 年 月 日

病院名 _____ 獣医師名 _____

管理番号

譲渡対象動物不妊・去勢手術実施報告書（別紙2）

報告日 平成 年 月 日

<p>譲渡対象動物</p>	<p>管理番号 動物種 <input type="checkbox"/>犬 <input type="checkbox"/>猫 種類 毛色 性別 <input type="checkbox"/>オス <input type="checkbox"/>メス 年齢 才</p>
<p>搬入日</p>	<p>平成 年 月 日</p>
<p>搬入した機関名</p>	<p><input type="checkbox"/> 動物愛護推進センター <input type="checkbox"/> () 保健所</p>
<p>手術日</p>	<p>平成 年 月 日</p>
<p>処置内容等 ※カルテの添付 でも可</p>	<p>【術前検査等】</p> <p>【処置】 術前、術中、術後の処置内容等をご記入ください。</p> <p>【その他】 特記事項があればご記入ください。</p>
<p>以上のおり不妊・去勢手術を実施しましたので報告します。</p> <p>病院名</p> <p>獣医師名</p>	